

大和市告示第46号

大和市自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会の活性化及び加入促進並びに自治会員の健康増進を目的として、市民の誰もが気軽に参加できるラジオ体操を継続的に行う自治会を奨励するため、予算の範囲内において大和市ラジオ体操事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、地域住民の相互の親睦を図り、地域住民の福祉増進と地域社会の向上を目的として設置され、大和市自治会連絡協議会に加入している住民組織（自治会地区連合会を除く。）をいう。

(交付対象)

第3条 奨励金の交付対象は、市民を対象として次に掲げる要件を満たすラジオ体操（以下「ラジオ体操事業」という。）を実施している自治会とする。

- (1) 1月当たり5回以上実施し、かつ、1回につき平均5人以上の参加者がいること。
- (2) 同一年度内に6月以上継続して実施していること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1自治会につき10,000円とし、同一年度内において1回限り交付するものとする。

(実施計画書の提出)

第5条 奨励金の交付を受けようとする自治会（以下「申請自治会」という。）は、ラジオ体操事業を実施する前に、大和市ラジオ体操事業実施計画書を市長に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、これを省略することができる。

(交付申請)

第6条 申請自治会は、ラジオ体操事業が終了したときは、大和市ラジオ体操事業奨励金交付申請書に申請内容を実施したことがわかる書類（事業報告書、実施の様子を撮影した写真等）その他

別に定める書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長へ提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるものにつき、大和市ラジオ体操事業奨励金交付決定通知書により申請自治会に通知する。

2 申請自治会は、前項に規定する通知を受け、奨励金の交付を受けようとするときは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(状況等の調査)

第8条 市長は、必要と認めるときは、ラジオ体操事業の実施状況について調査することができる。

(暴力団等の排除)

第9条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による奨励事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請自治会の会員が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請自治会の会員が暴力団等に該当するときは、奨励金の交付決定を行わない。

(奨励金の返還等)

第10条 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により奨励金の交付を受けようとし、又は受けた自治会があった場合は、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させることができる。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市ラジオ体操事業実施計画書	第5条
第2号様式	大和市ラジオ体操事業奨励金交付申請書	第6条
第3号様式	大和市ラジオ体操事業奨励金交付決定通知書	第7条